

憲法違反の安保法の適用・運用に反対し、その廃止を強く求めます

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

衆議院は2015年7月16日、参議院は同年9月19日、平和安全法制整備法及び国際平和支援法（以下併せて「安保法」という。）の採決を強行しました。政府は、2014年7月1日、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使の容認、後方支援の拡大、海外での武器使用の拡大等を内容とする閣議決定を行いました。安保法は、この閣議決定を受け国会に提出・審議され採決にいたったものです。

安保法の内容は、日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、他国に対する武力を認める集団的自衛権の行使を認めたことに加え、後方支援や武器使用の拡大等により自衛隊が海外において武力の行使に至る危険性を高めるものとなっています。これらの点で、安保法は、憲法9条に違反しており、憲法に拘束される政府が閣議によりこの法案を決定したこと、同じく憲法に拘束される国会議員により構成された国会が立法化したことはいずれも立憲主義に根本から違反します。

そこで、衆議院及び参議院に対しては、安保法を廃止することを、内閣に対しては、本閣議決定を速やかに撤回し、安保法の適用・運用を行わないことを強く求めます。

氏 名	住 所

* 個人情報は署名集約団体において適切に管理し、署名提出以外の目的には使用しません。

- ・ 請願者の氏名は自署によることが原則です（他者の氏名で署名することはできません。）。
- ・ 姓や住所が、上の欄の方と同じであっても「//」と記載しないでください。
- ・ FAXで提出された場合は無効となります。必ず、郵送してください。

署名集約団体 日本弁護士連合会
集約単位弁護士会 [神奈川県] 弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
電話 03(3580)9507